

## 緊急事態宣言を踏まえた原子力規制委員会の対応について

令和3年1月13日  
原子力規制庁

原子力規制委員会における新型コロナウイルス感染症に係る対応については、令和3年1月7日における緊急事態宣言の発令及び政府の基本的対処方針の見直しを踏まえ、1月8日から2月7日までの間、以下のとおりとしたい。

なお、今後の動向を踏まえ、必要に応じて原子力規制委員会の判断を仰ぎつつ、対応を見直すこととする。

### 1. 原子力規制委員会・審査会合等

- 原子力規制委員会定例会  
毎週開催とし、一般傍聴の受付を行わない。
- 審査会合、検討チーム会合等  
テレビ会議・電話会議での開催を基本とする。一般傍聴の受付は行わない。テレビ会議・電話会議での開催が難しい等の事情がある場合は、申請者側の人数を限定した対面形式の審査会合、書面審査により行う。

### 2. 原子炉等規制法の運用

- 原子力事業者が行う保安活動  
事業者から保安活動(宣言対象区域に係るもの)の運用について申し出があった場合には、原子力施設への安全上の影響を考慮した上で、事業者における点検等のタイミングや体制などについて弾力的に取扱うことが可能となるよう運用する。
- 原子力規制検査及び使用前検査等  
検査計画等に基づき通常どおり実施する。ただし、事業者の運用や地方公共団体の要請を踏まえ、必要な場合には、検査時期の後ろ倒しなど運用上の工夫を行う。
- IAEAからの通告に基づく保障措置に関する検査  
計画通り検査を実施するというIAEAの方針を踏まえ、必要な対応を行う。

### 3. 放射性同位元素等規制法の運用

- 令和2年4月24日開催の第4回原子力規制委員会に報告した弾力的運用を以下のとおり継続する。
  - ・ 届出等  
事由が生じた後に一定の期限までに行うこととされている届出等について、一部を除き、感染症対策上やむを得ない場合には、その期限に関し合理的な範囲で弾力的に運用する。

- ・ 検査等

定期的に受けること又は実施することとされている検査等について、一部を除き、感染症対策上やむを得ない場合には、その時期又は頻度に関し合理的な範囲で弾力的に運用する。

- 上記運用に関する問合せ事例のホームページ掲載<sup>(※)</sup>も継続する。

(※) [https://www.nsr.go.jp/activity/ri\\_kisei/kanrenhourei/20200424\\_01.html](https://www.nsr.go.jp/activity/ri_kisei/kanrenhourei/20200424_01.html)

#### 4. 原子力規制庁の勤務体制

- 宣言対象区域に所在する官署の職員  
7割以上の出勤回避（終日）を目指す。